（漁業法施行令の一部改正）

第五条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第十五条の二」を「第十五条」に、「に準用する」を「について準用する」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第八項」に、「期間」とあるのは「」を「調製の期日及び異議の申出期間」とあるのは「調製、縦覧及び確定に関する期日及び」に改め、「及び期間」と」の下に「、同条第二項中「調査しなければならない」とあるのは「調査しなければならない。ただし、選挙人の年齢は、その選挙人名簿の確定の期日により算定しなければならない」と、同令第二十二条第二項中「場合には」とあるのは「場合において、その選挙人名簿が確定したときは」と」を加える。

第九条及び第二十三条中「第三十四条の二」の下に「、第三十四条の三」を加え、「に準用する」を「について準用する」に、「規定の中で同表中欄に掲げるもの」を「規定中同表の中欄に掲げる字句」に、「下欄のように」を「の下欄に掲げる字句に」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第六条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「において準用する公職選挙法第二十四条第一項」及び「において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項」を削る。

第十一条中「第二十条第二項」と」の下に「「選挙人名簿記載書類」とあるのは「投票人名簿記載書類」と」を加え、「同条第五項」を「選挙人名簿記載書類」とあるのは「投票人名簿記載書類」と、同条第三項中「選挙人名簿記載書類」とあるのは「投票人名簿記載書類」と、同条第五項」に、「「法第三十条」を「「法第三十条第一項」に、「第三十条」と、」を「第三十条第一項」と、「の期日及び異議の申出期間」とあるのは「、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間」と、」に、「又は第二項」を「又は第三項」に、「第三十条」と読み替える」を「第三十条第一項」と読み替える」に改める。

第二十六条中「において準用する公職選挙法第二十四条第一項」及び「において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項」を削る。

第三十二条第一項中「第三十三条第二項」と」の下に「「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外投票人名簿記載書類」と」を加え、「」又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは「最終住所（憲法改正手続法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第三項中「住所」とあるのは「最終住所又は申請の時における本籍」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外投票人名簿記載書類」と、同条第三項中「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外投票人名簿記載書類」と」に、「「法第三十条」を「「法第三十条第一項」に、「第三十条」と、」を「第三十条第一項」と、「の期日及び異議の申出期間」とあるのは「、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間」と」に、「又は第二項」を「又は第三項」に、「第三十条」と読み替える」を「第三十条第一項」と読み替える」に改める。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十二号

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約

この条約の締約国は、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約（ＵＮＣＬＯＳ）第百九十六条1が、「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における技術の利用に起因する海洋環境の汚染及び海洋環境の特定の部分に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのある外来種又は新種の当該部分への導入（意図的であるか否かを問わない。）を防止し、軽減し及び規制するために必要なすべての措置をとる。」と規定していることを想起し、

千九百九十二年の生物の多様性に関する条約（ＣＢＤ）の目的、船舶のバラスト水を介する有害な水生生物及び病原体の移動及び導入が生物の多様性の保全及び持続可能な利用を脅かしていること、千九百九十八年の生物の多様性に関する条約の締約国会議（第四回会合）における海洋及び沿岸の生態系の保全及び持続可能な利用に関する決定第五号（第四回会合）並びに二千二年の生物の多様性に関する条約の締約国会議（第六回会合）における生態系、生息地又は種を脅かす外来種に関する決定第二十三号（第六回会合）（侵入種に関する基本原則を含む。）に留意し、

さらに、千九百九十二年の国際連合環境開発会議（ＵＮＣＥＤ）が、国際海事機関に対し、バラスト水の排出に関する適当な規則の採択を検討するよう要請したことに留意し、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則15及び千九百九十五年九月十五日に国際海事機関の海洋環境保護委員会で採択された決議ＭＥＰＣ六七㈿に規定する予防的な取組方法に留意し、

また、二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が、その実施計画第三十四項㈡において、バラスト水における外来侵入種に対処する措置の立案を促進するために全ての段階における行動を要請していることに留意し、

船舶からのバラスト水及び沈殿物の規制されていない排出が、環境、人の健康、財産及び資源に害を与える有害な水生生物及び病原体の移動の起因となっていることを意識し、

国際海事機関が、有害な水生生物及び病原体の移動に対処する目的で採択された千九百九十三年の総会決議Ａ七七四⑱及び千九百九十七年の総会決議Ａ八六八⑳によってこのような問題に重点を置いていることを認識し、

さらに、複数の国が、自国の港に入る船舶による有害な水生生物及び病原体の導入の危険を防止し、最小にし、及び究極的に除去することを目的として個別の行動をとっていること並びに世界的な懸念となっているこのような問題には効果的な実施及び統一的な解釈のための指針と共に世界的に適用される規制に基づく行動が必要とされていることを認識し、

有害な水生生物及び病原体の移動を継続的に防止し、最小にし、及び究極的に除去することとなる一層安全かつ効果的なバラスト水管理の方法の開発を継続することを希望し、

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境、人の健康、財産及び資源に対する危険を防止し、最小にし、及び究極的に除去し、当該規制から生ずる望ましくない影響を回避し、並びに関連する知識及び技術の開発を奨励することを決意し、

これらの目的は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結によって最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この条約の適用上、別段の明示の定めがない限り、

1　「主管庁」とは、その権限の下で船舶が運航している国の政府をいう。いかなる国を旗国とする船舶も、主管庁は、その国の政府とする。沿岸国が天然資源の探査及び開発について主権的権利を行使する当該沿岸国の海岸に接続する海底及びその下の探査及び開発に従事している浮体式プラットフォーム（浮体式貯蔵施設（ＦＳＵ）及び浮体式生産貯蔵・取卸施設（ＦＰＳＯ）を含む。）に関しては、主管庁は、当該沿岸国の政府とする。